

多様化するクロスボーダー取引における ITC 337 条調査の射程に関する考察

鈴木 信也⁽¹⁾

近年、技術発展の加速により、国境を越えて流通する物の種類や流通形態が多様化している。米国国際貿易委員会(ITC)は、米国に所在する準司法的機関であり、外国からの物品の輸入に伴う不公正な行為に対する国内産業の保護を目的とする。ITCは米国関税法337条に基づき、特許権を含む知的財産権侵害の有無を判断し、権利侵害を伴う物品の輸入を排除する権限を有している。しかし、近年の多様化するクロスボーダー取引において、制定法の文言だけでは対応できない事例が生じている。そこで本稿では、関税法337条で定める「侵害する物品(“articles that infringe”)」の解釈が争われた事例を紹介し、ITCや裁判所、立法の歴史など様々な立場からの意見を検討したうえで、337条調査の射程に関して考察を加えることを目的とする。

- I. はじめに
- II. ITC337条調査に関して
 - 1. ITC337条調査の概要
 - 2. 排除命令を認める根拠規定
- III. 事例紹介
 - 1. Suprema 事件
 - 2. ClearCorrect 事件
- IV. 考察
 - 1. 問題の所在
 - 2. 立法の歴史
 - 3. 今後の課題
- V. おわりに

I. はじめに

米国国際貿易委員会(以下「ITC」という)は、米国関税法(以下「関税法」という)を設立の根拠とする準司法的機能を有する連邦行政機関である。ITCは、関税法で定める不公正な行為に対する規制の一態様として、知的財産の侵害を伴う輸入行為に対して、関税法337条に基づく調査を行い(以下「337条調査」という)、侵害物品の通関を禁止する権限を有する。知的財産権の紛争に関わる当事者は、米国連邦裁判所と併用、又は代替的な選択肢として、ITCに337条調査の申立を行う。当事者間の紛争解決を目的とする連邦裁判所とは異なり、ITCは行政機関として、国内産業に損害

を与える侵害物品の輸入を阻止し、米国国内の産業を保護することを目的としている。こうした設立目的の違いにより、337条調査では、連邦裁判所と異なるITC特有の制度が存在する⁽²⁾。また、米国に輸入される物品の侵害有無を判断するITCの制定法解釈の根底には、国内産業の保護という関税法の法目的が反映されていると考えられる。

ITCが関税法337条に基づき調査対象とするのは、特許権等を「侵害する物品(Articles that infringe)」の輸入等である⁽³⁾。この場合、「侵害する」という文言に関して、ITCは、米国特許法(以下「特許法」という)を参照することが可能であり、直接侵害だけでなく、誘引侵害や寄与侵害に該当する行為も調査対象となる。一方、国内の侵害行為者を規制対象とする特許法とは異なり⁽⁴⁾、関税法337条は、侵害する「物品」という物の「輸入」を規制対象とする対物管轄であり、また連邦地裁と同様、輸入に至るまでの侵害被疑者による米国外の行為も考慮する必要がある。そのため、関税法の「侵害する」という文言は、特許法を参照しながらも、規制対象が特許法よりも広く、どの行為まで解釈で拡張できるかが問題となる。また、「侵害する物品」の「物品」という語に関しては、従来、物品とは有体物であり、関税法や337条調査の手続規則も、有体物を念頭に置いた規定であったと考えられる。こうした制定法の文言を解釈でどの程度まで拡張していくのか、議会による法改正に委ねるのか、そもそもITCが関与

(1) 校友、株式会社沖データ知的財産室、ニューヨーク州弁護士、日本国弁理士

(2) 例えば、国内産業要件がある。詳細は、拙稿「米国関税法337条における国内産業要件の現状とその考察」日本大学知財ジャーナル vol.4 63-74頁2011年を参照されたい。

(3) 19 U.S.C. § 1337(a)(1)(B)。

(4) 例外として、米国特許法の271条(g)では、米国における方法特許により製造された物を、権限なく米国に輸入等した者に対して、責任を負わせることができる規定がある。

するべきか、といった議論が生じている。

こうした問題の背景にあるのは、近年の技術進歩により新たな技術が生まれ、国境を超える製品の取引形態が多様化しているためである。例えば、本や映画、ソフトウェアなどのコンテンツは、多くがデジタル化され、有体物に化体されることなく、国境を超えて取引可能となっており、年々、コンテンツ取引量も増大している⁽⁵⁾。また、3Dプリンタの登場により、今後は製品のデジタル情報を国外から購入し、国内で有体物を製造するといった取引形態も可能となると考えられる。こうした多様化された取引に知的財産権に関わる場合、ITCが国内産業の保護という目的から、制定法の範囲内でどの程度まで関与できるのかという課題に直面している。

本稿では、多様化するクロスボーダー取引において、337条の制定法の解釈が争われた二つの事件を紹介し、当該事件を取り巻く、ITC、連邦巡回区控訴裁判所(以下「CAFC」という)、産業界の議論を取り上げ、今後のITC337条調査の射程に関して考察を加えることを目的とする。

II. ITC337条調査に関して

1. ITC337条調査の概要

ITCは、知的財産権を侵害する「物品」の輸入を排除する権限を有していることから、対物的な管轄を有しており、侵害可能性のある「物品の米国内への輸入」という事実に基づき管轄の有無を判断し、337条調査を行う権限を有する。

特許権侵害に基づき337条調査の申立を行う場合、特許権者は、①輸入の存在、②不正な行為又は競争の存在、③国内産業の存在の証明を必要とする⁽⁶⁾。輸

入の存在に関しては、製品の米国内への輸入、輸入のための販売、又は輸入後の米国内での販売の事実を証明する。不正な行為又は競争の存在の証明とは、特許権者が保有する有効な特許を侵害している事実を証明することである。国内産業に関しては、特許で保護される製品に関して、米国に産業が存在すること、又は成立する過程であることを証明する⁽⁷⁾。

337条調査の進行に関して、ITCは米国連邦民事訴訟法規則(FRCP)と類似した規則を採用しており、連邦裁判所での特許訴訟と類似した手続で、輸入した物品の知的財産権侵害の有無を調査する。当事者主体で訴訟が進行する連邦裁判所と異なり、ITCでは、行政法判事(Administrative Law Judge)や不公正輸入調査室(Office of Unfair Import Investigations)から派遣される調査弁護士が審理手続きに介入し、厳格な期限管理の下、迅速な審理が行われる⁽⁸⁾⁽⁹⁾。

337条違反が認められた場合、ITCは侵害物品の輸入を禁止すべく排除命令を発する。連邦地裁とは異なり、ITCでは差止請求を認めることに厳格な条件をつけたeBay判決⁽¹⁰⁾の適用はなく⁽¹¹⁾、強力な救済が認められる⁽¹²⁾。一方、ITCが下した特許の抵触性や有効性の決定には既判力がなく、並行して審理が進む連邦裁判所が判断する内容に対して法的拘束力は及ばないとされる⁽¹³⁾。それでも、技術的知見を有する行政法判事や委員会における決定は、連邦裁判所においても、一定の影響力はあると考えられる。

このように、ITCは、迅速な調査の実施、強力な救済権限、対物管轄、技術的知見を有する行政法判事による審理という点で、申立人にメリットがあるフォーラムであるといえる。一方、連邦裁判所に比べて期限管理が非常に厳格であることから、関税法で定める国内産業要件などの規定や、調査規則を定める委

(5) United States International Trade Commission “Digital Trade in the U.S. and Global Economies, Part 2” (August 2014) P47-48.

(6) 従来は上記①～③の要件に加えて、損害の存在(Injury)の証明も必要とされていた。しかし、1988年包括通商法(The Omnibus Trade & Competitiveness Act of 1988)によって、登録特許、登録商標、登録著作権等に関する損害の存在を証明する要件が削除された。しかし、コモンローに基づく商標や営業秘密、虚偽広告等に基づく調査に関しては損害の存在の証明は必要である。

(7) 19 U.S.C. § 1337 (a) (2), (3).

(8) 19 C.F.R. § 210.2: 一般指針として、ITCの調査及び関連する手続は、可能な限り迅速に進めるよう定められている。

(9) 通常は15～18か月程度で調査を完了させる。最近では、パイロットプログラムにより100日で調査を完了させることもある。*Certain Products having Laminated Packaging*, Inv. No. 337-TA-874 (2013) を参照。

(10) *eBay Inc. v. MercExchange, L.L.C.* 547 U.S. 388 (2006).

(11) *Spansion, Inc. v. International Trade Commission*, 629 F.3d 1331 (Fed. Cir. 2010).

(12) 包括排除命令は、被疑侵害者が337条調査の被申立人であるか否かを問わず、全ての侵害製品の輸入を禁止する強力な差止命令である。限定排除命令は337条調査の被申立人が輸入する侵害製品の輸入を禁止する命令であり、通常は限定排除命令が下される場合が多い。停止命令とは、名宛人に対して、輸入や、輸入後の侵害物品の販売や移転を禁止する命令である。

(13) *Tandon Corp. v. U.S.I.T.C.*, 831 F.2d 1017, 1018 (Fed. Cir. 1987) 「ITCの認定は、特定の事実の文脈において、米国特許法の解釈を拘束するとみなすことはできない。それ故、ITCの判断が、当裁判所において既判力及び争点効の効力を持たないことは明らかである」;
Texas Instruments v. Cypress Semiconductor Corp., 90 F.3d 1558 (Fed. Cir.1996) 「ITCの判断に排除効がないということがしばしば引用されるが、その理由は、ITCの主要な責任は貿易法を監視することであり、特許法ではないことを議会が意図しているからである」

員会規則、行政法判事の規則などを十分に理解して、ITC を活用することが必要である⁽¹⁴⁾。

2. 排除命令を認める根拠規定

ITC が、特許権侵害物品の輸入を禁止する権限の根拠は関税法 337 条であり、具体的には、有効かつ行使可能な「米国特許を侵害する物品」の、米国への輸入、輸入のための販売、輸入後の米国内での販売を「不公正な行為」とし、当該行為に対して排除命令等の救済命令が下される⁽¹⁵⁾。また、特許権の方法クレームに対しては、有効かつ行使可能なクレームでカバーされる方法の下、又は方法によって作成、製造、加工、又は鑄造される物品の輸入等も不公正な行為に該当する⁽¹⁶⁾。

「輸入」とは、「物(goods)を米国の管轄領域内に降ろす(unlade)意図をもって運び入れること」と解釈されている⁽¹⁷⁾。輸入の証明自体は難しくなく、侵害物品が米国で購入され、かつ、当該物品が外国で生産されたことを示すラベルなどの存在を証明すればよい⁽¹⁸⁾。また、輸入の文言自体が広く解釈されており、輸入される物品は、必ずしも商業的な販売がなされている必要はなく、非商業的な物品のサンプル提供のための輸入であっても、輸入の要件は満たされる⁽¹⁹⁾。

「輸入のための販売」とは、米国であれば特許権侵害となる物品の、国外での販売行為に対して管轄を有する強力な権限である。申立人は、被疑侵害者が、その後、侵害物品を米国内に輸入する意図があり、又は輸入されることを知ったうえで、侵害物品を国外で販売した事実を証明する必要がある⁽²⁰⁾。実際に輸入の事実がなくとも、将来の輸入・販売のための契約があれば、

輸入の要件を満たすとされた事例もある⁽²¹⁾。この規定により、侵害物品を製造する国外の製造業者が、たとえ輸入行為に直接関与していなくても 337 条調査の対象として紛争に巻き込まれる可能性がある。

「輸入後の米国内での販売」では、輸入行為には直接関与していないが、国内での輸入後に侵害物品を販売する卸売業者や小売業者が規制の対象となる。救済手段としては、名宛人に対する行為を規制する停止命令が発せられ、卸売業者や小売業者が保有する侵害物品を差し押さえて、販売行為を禁止する。

ITC の過去の事例では、侵害を構成するソフトウェアの電子的送信による輸入に関しても、当該輸入を禁止する法的な権限があると判断している⁽²²⁾。ソフトウェアの電子的送信に関しては、税関で規制することはできず、排除命令の対象に含めることはできないが、代わりに停止命令により、当該電子的な輸入行為を禁止することが可能であると述べている⁽²³⁾。

さらに、関税法 337 条では、「有効かつ行使可能な米国特許」を侵害する物品をその規制対象とするが、関税法には「有効」及び「行使可能」に関する定義はない。また、関税法 337 条には米国商標権や著作権の侵害に関して、商標法や著作権法を参照する規定が設けられているが、特許権の侵害に関しては設けられていない⁽²⁴⁾。しかし、これまでの判例では、侵害性や有効性の判断において、特許法を参照することは認められており⁽²⁵⁾、関税法には根拠規定のない、誘引侵害や寄与侵害などの間接侵害に基づき救済措置を与えることが可能となっている。ITC が下した決定に対して当事者が CAFC に上訴した場合、CAFC は、ITC が適用した特許法参照の妥当性を判断している⁽²⁶⁾。

(14) ITC の調査手続に関する詳細は、拙稿「ITC337条調査における特許実務上の主要論点とその対策の考察」日本大学知財ジャーナル vol.8 91-105 頁(2015年3月)を参照されたい。

(15) 19 U.S.C. § § 1337 (a) (1) (B) (i) .

(16) 19 U.S.C. § § 1337 (a) (1) (B) (ii) .

(17) Tom M. Schaumburg, Editor “A Lawyer’s Guide to Section 337 Investigations before the U.S. International Trade Commission” at 41 (2009) ; Headquarters Ruling 115311 (May 10, 2001) .

(18) See at. Tom M. Schaumburg, note 16 at 43.

(19) *Certain Abrasive Products Made Using a Process for Powder Preforms, and Products Containing Same* Inv. No. 337-TA-449, Initial Determination (Pub. Version), at 61 (Feb. 8, 2002) .

(20) See at. Tom M. Schaumburg, note 16 at 42.

(21) *Certain Variable Speed Wind Turbines & Components Thereof*, Inv. No. 337-TA-376, Initial Determination (Pub. Version), at 17-19 (June 20, 1996): 単に販売の申し出だけでは不十分であり、輸入の意図を持った、製品の実際の販売契約が必要であると述べている。

(22) *Certain Hardware Logic Emulations Systems*. USITC Pub. 3089, Inv. No. 337-TA-383, Comm’n Op., at 20 (Mar. 1998) .

(23) See *id.* at 20-21.

(24) 19 U.S.C. § § 1337 (a) (1) (B) (i) 「第 17 法典の下、登録された有効かつ行使可能な著作権を侵害する…」; 19 U.S.C. § § 1337 (a) (1) (C) 「1946 年商標法の下、登録された有効かつ行使可能な商標を侵害する物品」と記載されているが、特許に関しては米国特許法の参照規定がない。

(25) *Suprema, Inc. v. Int’l Trade Comm’n* 742 F.3d 1350, 1353 (Fed. Cir. 2013) .

(26) 例えば、*Kinik Co. v. U.S Int’l Trade Comm’n*, 362 F.3d 1359, 1363 (Fed. Cir. 2004) では、米国特許法 271 条 (g) の例外規定である、後の加工により、実質的に変更を加えられた場合に特許方法により製造された物とは認められないものとするという規定は、ITC では適用されないと判断し、*Amgen v. U.S. Int’l Trade Comm’n*, 565 F.3d 846 (Fed. Cir. 2009) では、CAFC は米国特許法 271 条 (e) を ITC で適用することは妥当でないと判断した。

このように、知的財産権紛争に関する 337 条調査において、ITC では関税法に基づき特許権等の侵害の有無を判断するが、ITC は制定法を広く、柔軟に解釈し、権利者側に有利に判断する傾向がある。その理由は、当事者の紛争解決を目的とする連邦裁判所とは異なり、ITC は、国内産業保護を目的とし、産業に損害を与える不公正な行為に対しては、広範に規制すべきと考えているからである。こうした ITC の解釈に対して、CAFC が制定法の文言、法目的、立法の歴史等に鑑みて、妥当性を判断することが近年の構図である。

Ⅲ. 事例紹介

1. Suprema 事件⁽²⁷⁾

(1) 事案の概要

申立人である Cross Match はセキュリティ装置を開発する米国企業である。Cross Match は指紋を画像化し、加工する方法クレームを含む指紋認証に関する特許を有している(以下、「係争特許」という)。被申立人である Suprema は、指紋認証スキャナのハードウェアを開発する韓国企業である。Suprema は、指紋認証スキャナを自社で開発・製造し、当該スキャナの機能を果たすためのソフトウェア開発キット(以下、「SDK」という)は他社から購入し、当該スキャナと SDK を別々に米国に輸入し、米国企業である Mentalix へ販売している。Mentalix は、Suprema からスキャナと SDK を購入し、Suprema 製スキャナの機能を実現するために SDK のカスタマイズを行い、ソフトウェアを作成する。その後、Mentalix は、米国内で当該スキャナとソフトウェアをセットで販売している。

申立人である Cross Match は、Mentalix がスキャナとソフトウェアを組み合わせて使用する行為が直接

侵害に該当し、スキャナとソフトウェア開発キットを輸入する Suprema は、特許法 281 条(b)に基づく誘引侵害を行っていると主張した⁽²⁸⁾。ITC の委員会は、関税法 337 条(a)(1)(B)(i)に基づき、Suprema の被疑侵害物品に対して調査を開始した⁽²⁹⁾。本件の争点は、337 条が定める「侵害する物品(“articles that infringe”)」の文言において、誘引侵害の成立に必要な直接侵害は、輸入時に存在することが必要か否かである。

ITC の行政法判事は、Suprema のスキャナ製品と SDK が米国内で共に用いられることで、Cross Match の係争特許を直接侵害するとの仮決定を下した⁽³⁰⁾。そして、指紋認証装置及び関連するソフトウェアの「輸入後」に、米国内で 337 条違反があったと認定し、Suprema の侵害物品の米国内への輸入を禁止する限定排除命令、及び Mentalix が米国内で侵害物品を配布することを阻止する停止命令を下した。

委員会による再審査では、Mentalix による直接侵害を認定し、当該直接侵害の存在に基づき、Suprema による誘引侵害を認定した⁽³¹⁾。Suprema 及び Mentalix は CAFC に上訴した。

3 人の判事からなる CAFC の小法廷(以下、「小法廷」という)は、Mentalix の直接侵害、及び Suprema による誘引侵害の存在に関して、委員会が下した決定を破棄した⁽³²⁾。CAFC は、「侵害する物品」とは一時的な要件であり、侵害の有無は「輸入時」に判断されなければならないと、輸入時において、輸入行為が侵害を構成していない状況では、委員会は誘引侵害に基づき排除命令を発行する権限を有さない、と述べた⁽³³⁾。こうした背景において、Cross Match 及び委員会が、大法廷審理(en banc)を求め、CAFC が大法廷による再審理を認めたのが本件である。

(27) *Suprema, Inc. v. Int'l Trade Comm'n* Fed. Cir. 796 F.3d 1338 (Fed. Cir. 2015) (en banc, 6-4 decision).

(28) Cross Match が保有する係争特許の方法クレームは以下の通りである。なお、訳及びクレーム上の英字は筆者が追加した。
米国特許第 7203344 号クレーム 19:

指紋画像を画像化し加工する方法であって、前記方法は以下を含む:

- (a) 1 又はそれ以上の指をスキャンする;
- (b) 対応する指紋画像を表すデータを画像化する;
- (c) 前記指紋画像を選別する;
- (d) 選別された指紋画像を 2 値化する;
- (e) 前記 2 値化された指紋画像の黒画素(ピクセル)の集約に基づき、指紋領域を検知する;
- (f) 前記 2 値化された指紋画像の楕円のような形状に集約される黒画素の配列に基づき指紋の形状を検知する;そして
- (g) 前記検知された領域および形状が受容できる質であるかを判定する。

(29) *Certain Biometric Scanning Devices, Components Thereof, Associated Software, and Products Containing the Same*, Inv. No. 337-TA-720, Notice of Investigation at 1 (May 2010).

(30) *Certain Biometric Scanning Devices*, Inv. No. 337-TA-720, Initial Determination at 1 (June 2011).

(31) *Certain Biometric Scanning Devices*, Inv. No. 337-TA-720, Final Determination at 1 (Oct 2011).

(32) *Suprema, Inc. v. Int'l Trade Comm'n* 742 F.3d 1350, 1353 (Fed. Cir. 2013).

(33) *Suprema, Inc.* 742 F.3d at 1360. (Fed. Cir. 2013).

(2) CAFC 大法廷判決

CAFC の大法廷審理では、小法廷の判決を破棄し、「侵害する物品」とは、売主の誘引行為の結果、輸入業者が、輸入後の直接侵害のために使用する物品を含むと判断した。

はじめに、大法廷は自らの審理基準(standard of review)に関して、大法廷がどのような場合に、委員会による 337 条の解釈を尊重できるか(deference)を検討した。大法廷は、1984 年の Chevron 事件を引用し、① ITC の制定法の解釈と抵触する、議会による明確な声明があるか、② ITC の解釈は、337 条の制定法上の文言、政策、及び立法の歴史に合致しているか、又は合理的であるか、という 2 つのステップを満たしている場合に、委員会による 337 条の解釈を尊重するべきであると述べた⁽³⁴⁾。

第 1 ステップに関して、大法廷は最初に、337 条で定める「侵害する物品」の語が不明瞭であるかどうかを判断した。337 条における「侵害」の文言は、特許法 271 条を参照しており、それらは直接侵害、間接侵害、及び方法クレームに基づく直接侵害を誘引する輸入による侵害も含む。しかし、337 条は特許法 271 条とは異なり、単に「侵害」と定めるだけでなく、「侵害する物品」と定めている。大法廷は、このような用語の差異は、輸入後の侵害の誘引を排除する規定であると狭めて解釈することはできず、むしろ、文言上の不明瞭さを生じさせていると判断した。大法廷は、ITC の解釈と抵触する議会の明確な声明を見つけることはできないと判断し、議会が不明瞭な文言に対して何らの解決策を示していない以上、当該不明瞭性は関税法を執行する機関である ITC が解決するべきと述べた⁽³⁵⁾。

第 2 ステップに関して、大法廷は、ITC の解釈が 337 条の制定法上の文言、政策及び議会の歴史に合致すると判断した。337 条の制定法上の文言に関して、大法廷は、特許法の誘引侵害の性質について述べた。すなわち、誘引侵害は、故意要件などの他の要件を満たしている場合、製品を供給することによって成立する。誘引侵害の責任は直接侵害の成立によって認められるが、時系列的には、直接侵害は誘引の結果として生じる。大法廷は、ITC が、誘引侵害の成立に必要な直接侵害は、輸入と同時に生じない又は生じえない

という状況を認識しており、この点に鑑みれば、ITC の制定法上の解釈は合理的であると判断した⁽³⁶⁾。

政策、及び立法の歴史に関して、大法廷は、ITC がその設立当初から、不公正な行為を広い範囲で規制するために設立されたと強調し、「不公正な方法による競争、及び物品の輸入における不公正な行為」という語は、広範かつ包括的であり、そうした行為類型のテクニカルな解釈に限定されるべきではないと述べ、合議体の判断に反対した。その理由として、合議体が採用したテクニカルな解釈は、委員会が米国特許の侵害を含む、不公正な貿易行為を規制するための全体的な能力を弱めるものであること、実務的には、直接侵害が証明される前に、輸入後の一部分の組み合わせや変更を必要とする形で物品を輸入することで、関税法 337 条を回避する機会を外国企業に与えることになる点を挙げている⁽³⁷⁾。以上の点から、大法廷は ITC の制定法の解釈が妥当であると判断した。

オーマイリー判事は反対意見として、制定法には不明確性は存在せず、議会の歴史及び委員会の歴史的な実務は、小法廷の判断をサポートすると述べた。また、制定法の文言に関して、「議会は、337 条に基づき、輸入後に直接侵害が生じていない方法クレームの誘引侵害の責任は除外されることを明確に選択している」と主張した。さらに、「物品」という語は物理的対象として定義されており、輸入されるのは対象物であり、方法ではないと述べ、多数派が実際に制定法の何が不明確であったのかを特定していないことを批判した。最後に、議会が委員会に対して、輸入者の意図に基づき輸入を規制する権限を認めているならば、実際にそう規定しているはずであり、そのような規定がない以上、輸入者の意図を排除命令の根拠にすることは不適切であると述べた⁽³⁸⁾。

(3) 解説

① 本事件の意義

本判決によって、337 条で定める「侵害する物品」とは、輸入業者による誘引の結果、「輸入後」に直接侵害するために国内の販売業者によって使用される物品も対象に含まれることが明らかとなった。すなわち、米国における直接侵害を誘引する国外の行為であっても米国特許権の侵害を構成することになる。大法廷が述

(34) *Chevron, U.S.A., Inc. v. Natural Resources Defense Council, Inc.*, 467 U.S. 837 (1984).

(35) *Suprema, Inc.* 796 F.3d at 1345-1347 (Fed. Cir. 2015).

(36) *Id.* at 1349-50.

(37) *Id.* at 1350-52.

(38) *Id. Dissent* at 1355.

べているように、小法廷が下した、侵害する物品とは「輸入時」であるという解釈では、完成品の部品等を意図的に分離して、米国内に輸入後に組み込む形で輸入することで、方法クレームの侵害においては、ITCの管轄を回避することが可能となってしまうため、制定法の解釈によって、そのような抜け道を塞いだという点に意義がある。実務的には、本件のように、輸入業者が実際に侵害製品を製造する業者であることが多く、こうした大元の製造業者も、誘引侵害を根拠として337条調査の対象となると判断した点は、特許権者にとって意義が大きいと考える。

② 本判決の評価

本判決は12人の判事による大法廷判決であったが、2名の判事が棄権したため、10人で判断が下され、6対4の判決であった。本判決でCAFCが判断したことは、337条で定める「侵害する物品」という語のITCによる解釈をどの程度まで広げることが妥当であるかである。CAFCの大法廷では、Chevron事件を引用し、議会による声明の有無や、制定法の文言、立法上の歴史等を考慮したうえでITCの解釈の妥当性を検討した。「侵害する」という文言は、ITCが参照する特許法にも定義がなく、これまで裁判所は、条文で規定される侵害態様に加え、判例によっても多様な侵害行為を認めてきた⁽³⁹⁾。それは、「侵害する」という文言を広くとらえ、多様な侵害行為に対しても特許権者に救済手段を与えることを目的としていると思われる。そのため、侵害するという語には、解釈の幅がある反面、不明瞭となる可能性が高いのは当然である。大法廷が、輸入後の直接侵害の成立によっても、国外での誘引侵害を認めると判断したのは、関税法及び特許法の法的な枠組みの中で考慮すれば、妥当な結論であったと考える。

2. ClearCorrect 事件⁽⁴⁰⁾

(1) 事案の概要

申立人である Align Technology (“Align”) は、

“invisalign”という名称で歯科矯正器具を製造販売する米国企業であり、歯科機器を製造する方法に関する複数の特許を保有している。被申立人である ClearCorrect Operating, LLC (“ClearCorrect US”) は、歯科矯正器具を製造販売する米国企業であり、パキスタンに子会社を有する (“ClearCorrect Pakistan”, 以下、総称して“ClearCorrect”) という。

ClearCorrect は以下の態様で、歯科矯正器具を製造・販売している。はじめに、ClearCorrect US が、患者の歯の物理モデルをスキャンし、患者の第1の歯の配列のデジタル生成物を作り、ClearCorrect Pakistan に電子的に送信する。ClearCorrect Pakistan は、最終的な歯の位置を確定するために各歯の位置を操作し、中間的な歯の位置のデジタルデータモデルを作成する。ClearCorrect Pakistan は、これらのデジタルデータモデルを電子的に ClearCorrect US に送信する。ClearCorrect US は、送られてきたデジタルデータモデルを物理モデルに3Dプリントする。最後に、前記物理モデルを用いて、歯科矯正器具が熱可塑性の型で製造される。ここで注目する点は、実際にパキスタンから米国内に輸入された物品は、物理的な歯科矯正器具ではなく、歯科矯正器具を米国内で3Dプリントするためのデジタルデータであることである。

Align は ClearCorrect を相手取り、7件の特許に基づき特許権侵害の申立を ITC に提起し⁽⁴¹⁾、ITC は調査を開始した⁽⁴²⁾。本件の争点は多岐に渡るが、主な点は関税法 337 条 1337 (a) (1) (B) で定める「侵害する物品」には、電子送信した無体物が含まれるか否かである。

申立人である Align は、関税法 337 条の「物品」の解釈に関し、議会は、委員会が海外からの侵害及び他の不正な貿易慣行から国内産業を保護するという高い目的の達成を可能とするため、「物品」という広い語を選択したと主張し、さらに、ソフトウェアが「物品」ではないから、救済命令は無体物であるエネルギーには及ばないという議論を否定した過去の事件を用いて、

(39) 例えば、*Akamai Technologies, Inc. v. Limelight Networks, Inc.* (Fed. Cir. 2015) (en banc) では、特許権の方法クレームに関して、複数の当事者によっても直接侵害が成立することを示している。

(40) *ClearCorrect Operating, LLC v. International Trade Commission*, Slip Op. 2014-1527 (Fed. Cir., Nov. 10, 2015).

(41) Align が保有する係争特許クレームの一つは以下の通りである。なお、訳及びクレーム上の英字は筆者が追加した。
米国特許第 6217325 号クレーム 21:

歯科機器を組立てる方法であって、前記方法は以下を含む:

(a) 患者のための修正された歯の配列を表すデジタルデータセットを提供する;

(b) 修正された歯の配列の陽型模型を製造するため、前記デジタルデータセットに基づき、組立機を制御する;そして

(c) 前記陽型模型の陰型として、歯科機器を製造する。

(42) *In Making Incremental Dental Positioning Adjustment Appliances, The Appliances Made Therefrom, and Methods Of Making The Same*, Inv. No. 337-TA-833, Notice of Investigation at 1 (March 2012).

物品には無体物が含まれると主張した⁽⁴³⁾。被申立人の ClearCorrect は、「情報の製造は『製造方法』の範囲外である」と判断し、無体情報が「製造された」という議論を否定した Bayer 事件を用いて、物品には無体物は含まれないと主張した⁽⁴⁴⁾。不公正輸入調査室から派遣された調査弁護士は、ITC による制定法解釈の歴史を見ると、ITC は、過去の様々な場面において、電子的に送信されたデータに対しても救済命令を下しているという理由から、申立人の主張に賛同する立場をとった。

仮決定では、デジタルデータの輸入は物理的な物品の輸入と同等であると判断し、ClearCorrect による侵害を認め、ClearCorrect の活動に対する停止命令を下した⁽⁴⁵⁾。委員会は、デジタルデータは 337 条の意味における「物品」の範囲内であること、及び当該態様でデジタルデータを米国に送信することは、337 条に基づき、侵害物品の米国への輸入を構成するという行政法判事の判断に賛同した⁽⁴⁶⁾。

(2) CAFC 小法廷判決

CAFC は、ITC の決定を覆し、データの電子送信のみが対象となる状況において、関税法 337 条に基づき、ITC が不公正な行為又は不公正な競争を調査する権限はないと述べ、「物品」には、デジタルデータの電子的送信は含まないと判断した⁽⁴⁷⁾。

CAFC は、ITC の「物品」の解釈が尊重されるかを判断するため、Suprema 事件で用いられた Chevron の 2 ステップテストを採用した。第 1 ステップに関して、多数意見は、制定法の文脈を考慮し、法的枠組みに鑑みた結果、「物品」という語は 337 条の文脈において不明確ではなく、物品に無体物が含まれないのは明らかであると判断した。当該結論を根拠づける理由として、関税法が制定された当時、議会において物品に無体物が含まれるといった議論がなされていなかったこと、当時の辞書に記載される「物品」は、「有体物」であると定義づけられていたことが挙げられる。また、

CAFC は、物品に無体物が含まれると解釈すると、337 条のその他の文言に齟齬が生じると述べた。具体的には、ITC が、関税法が定める規定に違反した物品を差押え、没収する権限を認める規定は、当然有体物の物品を想定していると述べた⁽⁴⁸⁾。さらに、具体的な運用として、物品に無体物を含むと解釈しても、税関で電子的送信を止めることが困難である点、電子的送信の排除のために停止命令を追加することは、排除命令よりも効力の低い代替手段である救済ではなく、排除権限の拡大に繋がってしまうことへの懸念を述べた。以上の理由から、CAFC は、議会の意図は、ITC の管轄は有体物のみに限られると判断し、無体物の電子送信は物品の定義に含まれるべきという ITC の解釈は尊重の対象にならないと判断した⁽⁴⁹⁾。第 2 ステップに関しても、ITC の解釈は不合理であると判断した⁽⁵⁰⁾。

オーマイリー判事の賛成意見では、Chevron テストは、制定法の不明瞭性が、議会から制定法を行使する機関(本件の場合、ITC)に対し、当該制定法の不明瞭性を埋めるための黙示の委任を構成する場合に適用されるものであり、議会が機関に対して黙示の委任を示すものが何もない場合にまで、Chevron テストを用いる必要はないと述べている。すなわち、議会が、インターネットを通じた電子的送信の制限を ITC に委任する、又は委任するべきであることを示す意図はどこにもないため、物品に無体物が含まれるという解釈が誤りであるとする多数派の意見に賛成した⁽⁵¹⁾。

これに対し、ニューマン判事は小法廷の意見に強く反対した。ニューマン判事の反対意見では、物品とは電子データを含む「商業上の物品」を意味するべきであると主張している。その理由として、電子データがディスク等の有体メディアに化体されていれば保護対象となるのに、全く同じ電子データが有線・無線データの場合に保護対象とならないことの合理的理由がない点、ITC による物品の解釈は長い間 CAFC にも認

(43) 過去の ITC の事例である *Certain Hardware Logic Emulation Systems* (“*Hardware Logic*”), Inv. No. 337-TA-383 (1998) では、有体物である侵害物品の輸入に加え、付随して生じる侵害を構成する電子的送信に対しても規制をする権限があると判断している。しかし、337 条の制定法上の文言として、物品に電子的送信が含まれるという判断はなされていない。一方、本件と別事件である *Certain Incremental Dental Positioning Adjustment Appliances and Methods of Producing Same*, Inv. No. 337-TA-562 (2006) において、ITC の委員会は、送信されるデジタルデータセットは、337 条に記載される「物品」であるとして、ITC が管轄を有すると述べている。

(44) *Bayer AG v. Housey Pharm., Inc.*, 340 F.3d 1367, 1375 (Fed. Cir. 2003).

(45) *In Making Incremental Dental Positioning Adjustment Appliances*, Inv. No. 337-TA-833, Initial Determination at 811-14 (May 2013).

(46) *In Making Incremental Dental Positioning Adjustment Appliances*, Inv. No. 337-TA-833, Final Determination at 10-11 (June 2014).

(47) *ClearCorrect Operating, LLC*, Slip Op. 2014-1527, at 4 (Fed. Cir., Nov. 10, 2015).

(48) *Id.* at 21-22; 19 U.S.C. § § 1337 (i).

(49) *Id.* at 30-31.

(50) *Id.* at 31-35.

(51) *Id.* Concurring at 1-5.

識されている点を述べている。また、電子データの送信に対する排除命令の執行が困難であるという理由だけでは、ITC が当該取引に対して管轄がないという理由にはならないと述べた。さらに、アメリカ合衆国税関・国境警備局や国際通商裁判所、労働省では、データが電子的に送信されたものであるか、有体のメディアであるかに関わらず、データの国境を越えた送信は物品の輸入として判断している点を主張した⁽⁵²⁾。

(3) 解説

① 本事件の意義

本事件は「侵害する物品」に無体物が含まれるかどうか争点であり、産業界も当該判決の動向に注目しており、本判決が下される前から、多数の業界から各利害関係者の意見を表明するアミカスブリーフ(法廷の友)が提出されていた。物品に無体物が含まれることに賛成を示す立場として、アメリカ出版協会やアメリカ映画協会が挙げられる⁽⁵³⁾。これらの協会は、ソフトウェア、本、映画、音楽、ゲームなどのコンテンツが有体物からデジタルデータに移行し、電子的手段で読取可能な形で消費者に送信される現代の状況を説明している。こうしたデジタルコンテンツの経済的規模は毎年拡大し、デジタルデータに対する救済の必要性は、物理的な媒体への救済よりも必要性が増していることから、ITC による 337 条調査の救済が必要であると主張している。一方、反対派には、Google や Apple, Facebook などが挙げられる⁽⁵⁴⁾。反対派の意見は、法律及び政策問題として、米国に輸入される侵害物品が無体物の電子的送信である場合、ITC は当該特許訴訟の適切なフォーラムではなく、現行の制定法では、無体物に対して管轄を有し、救済を与えるのは無理があるという点、そして、ITC による電子的送信の規制の有無は、議会が決めるべきであるという点を主張している。本事件が注目を集めた理由は、仮に 337 条の「侵害する物品」に無体物が含まれる場合、上記のようなデジタルコンテンツの流通に対しても ITC が管轄を有することになり、特許法だけでなく、著作権法や商標法に基づく権利行使に対するフォーラムとして ITC の活用可能性が高まると考えられたからである。本事件では、無体物の電子送信に関して

ITC が管轄を有しないと判断したため、現状はデジタルコンテンツの保護に対して、ITC が関与できる事例は限られることになる。

② 本判決の評価

本事件は、3 人の判事で構成される CAFC の小法廷による判決であり、多数派の意見は、Suprema 事件で反対意見を示しているオーマイリー判事とプロスト判事である。本事件は大法廷審理の申立がなされる可能性が高く、大法廷審理に進めば判断が変更される可能性はある。

本事件の結論を導いた多数派の意見に関しては、一部疑問がある。特に、「物品」の解釈に関して、関税法制定当時の議会の議論の有無や、辞書の定義などを本結論の理由付けの一つとしている。しかし、関税法が制定された 1920 年代に、無体物が国境を越えて流通する環境が想定できていたとは言い難い点や、委員会による決定の段階では、1920 年代の辞書であっても、「物品」が、無体物も含みうる商業上の物品と定義する辞書も存在していたため、上記理由だけでは結論を導くのに不十分であったと思われる。そのため、多数派意見では、無体物の電子送信を認めた場合に、税関で当該無体物を差し止めることが困難である点など、実際の実務にかかる問題点も考慮に入れて、結論を導き出している。

本事件では「物品」の解釈が争われ、前述の Suprema 事件では「侵害する」の解釈が争われた。「物品」の解釈は、「侵害する」という文言に比べて解釈の幅が少ない分、不明確であると判断されにくい。そのため、CAFC は、ITC が、解釈の幅の少ない明確な「物品」という語を誤って解釈したため、妥当ではないと結論付けている。確かに、「物品」という語に関しては、他の条文のサポートなしに無体物を含むと解釈することは無理があると思われる。そのため、ITC の制定法解釈の妥当性を判断する CAFC の立場としては、現行の条文の文言から、当該結論を下したのは妥当ではないかと考える。

一方、近年のデジタルコンテンツの流通拡大や、新たな技術の登場によって生じる取引形態に鑑みれば、取引される物が無体物であったとしても、米国産業を

(52) *Id. Dissent at 1-17.*

(53) *See Brief of the Motion Picture Association of America and Recording Industry Association of America as Amici Curiae in Support of U.S. International Trade Commission, ClearCorrect Operating, LLC v. Int'l Trade Comm'n No. 2014-1527 (Feb. 25, 2015); Brief of the Association of American Publishers as Amici Curiae in Support of U.S. International Trade Commission, ClearCorrect Operating, LLC v. Int'l Trade Comm'n No. 2014-1527 (Feb. 25, 2015).*

(54) *See Brief of the Internet Association as Amicus Curiae in Support of Appellants and Urging Reversal, ClearCorrect Operating, LLC v. Int'l Trade Comm'n No. 2014-1527 (Oct. 16, 2014).*

阻害しうる不公正な行為に対しては、ITC が管轄を有し、規制する必要性は生じてくると思われる。そのためには、現行の制定法では無理があるため、議会による改正が必要ではないかと考える。

IV. 考察

1. 問題の所在

本稿で取り上げた2つの判例では、関税法 337 条における文言の解釈が争点となっており、多様化するクロスボーダー取引において、現行の制定法の文言では対処できない物品の取引が生じていることが問題の背景にある。こうした事象に対して、ITC は、制定法の解釈による対応を試みており、CAFC がその妥当性を判断する形となっている。国内産業保護を目的とする関税法により設立された行政機関である ITC は、自国産業に損害を与える不公正な取引を防止することがその目的となるため、制定法の適用は、「広範かつ包括的」となりやすい。それに対して、CAFC は、Chevron テストを用いて、立法の歴史や議会での議論をもとに、解釈の妥当性を審査する。故に、CAFC による審査の判断材料となる立法の歴史や議会での議論を知ることが必要となる。

2. 関税法 337 条の歴史

ITC の設立根拠法である関税法は、過去に6回の主要な改正がなされ、知的財産権に関する取り扱いも時代の変遷に対応するように変更されてきた。1922年の関税法は、その目的を「収益を供給し、外国との通商を規制し、米国の産業を促進すること」と定めていた。当時の関税法の文言は、知的財産権という語は用いられておらず、「産業を破壊し、又は実質的に損害を与える…物品(Articles)の米国への輸入における不公正な競争方法及び不公正な行為は…違法である」と規定されていた。「物品」の語に関して、立法時の上院のレポートによれば、「物(goods)の輸入において、不公正な競争方法を除外する目的で、特定の物の輸入を禁止する⁽⁵⁵⁾」、「物の輸入における不公正な競争方

法に関する規定は、不公正な慣行の全ての類型及び形式を除外するのに十分なほどに広範である」と記載されている⁽⁵⁶⁾。1922年の制定当時は、知的財産権の侵害を伴う物品というよりも、国内の価格競争を低下させるダンピングなどの規制を想定し、物品は有体物を想定していたと考えられる。

複数の改正後、1988年の改正によって、国内及び国外において、米国の知的財産権の保護を強化するため、特許などの知的財産権に関する規定が制定法に加えられた。この改正では、現在の関税法にも用いられている「侵害する物品(Articles that infringe)」などの文言が明記されている。1987年の上院のレポートによると、本改正の根本的な目的は、米国の知的財産権を侵害する物品の輸入という、米国企業が直面している問題を表明することで、337条の効力を強化することであり、337条はその文言からも明らかのように、その他の貿易法では対処できない、広い範囲の不公正な行為をカバーすることが目的であると記載されている⁽⁵⁷⁾。さらに、制定法の権利を損なう、侵害を伴ういかなる商品(merchandise)の輸入は、知的財産権の価値を弱め、間接的に公益を阻害する結果となると述べており、知的財産権の保護強化の必要性が述べられている⁽⁵⁸⁾。

本稿で取り上げた2件の事件で争点となった「侵害する」と「物品」の解釈に関して、「侵害する」に関しては、立法における議論では、その解釈を限定するような議論はなされていなかった。一方、「物品」に関しては、議会での議論において「物(goods)」や「商品(merchandise)」という用語が用いられており、これらの用語が有体物を意味すると辞書で定義されていたことから⁽⁵⁹⁾、立法当時の議論としては、「物品」は有体物を想定していたのではないと思われる。しかしながら、「物品」に無体物を含まないとする明確な根拠がない以上、制定法の解釈は立法の意図・目的を考慮してなされるべきと考える。一部の例外を除き、これまでの関税法の改正は、米国産業の保護という観点から、知的財産権の保護強化を含む、米国産業に損害を与える不公正な行為に対する規制を強化することが、議会

(55) S. REP. No.67-595, at 3.

(56) *Id.*

(57) S.REP. No. 100-71, at 127-28 (1987). 本改正では、その他の不公正な行為の証明に必要な要件を知的財産権にも課すことが妥当でないことから、知的財産権に関する特別なルールが設けられた。

(58) *Id.*, at 128-29.

(59) BLACK'S LAW DICTIONARY 1008 (8th ed. 2004) によると、「商品(merchandise)」とは、商人が通常売買する全ての物(goods)であり、「物(goods)」とは、通常、一定の有体物に限定される」と定義づけられている。

による立法の意図であり⁽⁶⁰⁾、こうした議会の歴史に鑑みれば、ITCによる広範な解釈には一定の妥当性があると考えられる。

以上のことから、ITC337条調査における制定法の解釈問題に関しては、ITCの柔軟な解釈の妥当性を判断するCAFCの判断が、立法の歴史や議会の議論を考慮するChevronテストに基づいてなされる以上、近年の様々な決定に見られる、ITCの権限拡大傾向に対して、CAFCで歯止めをかけることが難しいのではないかと考える。故に、技術発展に伴い生じる新たな事象において、現行の制定法で対処できない問題は、法改正を含めた議論が必要と考える。

3. 今後の課題

技術的發展に伴い、今後は物品に無体物も含めるかという議論を含む関税法改正の議論が進められると想定される。特に、物品に無体物が含まれるという改正がなされる場合、将来的に議論すべき以下の課題が挙げられる。

(1) 執行の実効性の問題

ClearCorrect事件の多数派意見にもあるように、ITCが無体物に対しても管轄を有することになった場合、国外から国内のサーバーへと送信される知的財産権を侵害する無体物に対して、ITCがどのような救済措置を執行できるのかが問題となる。

過去の事例では、特許権侵害を伴うソフトウェアの電子的送信に対しては、税関での対応を必要とする排除命令ではなく、ITCの委員会の権限により、名宛人に対して、輸入行為又は輸入後の物品の販売等を停止させる停止命令を発行することで対応している⁽⁶¹⁾。停止命令は、排除命令に追加して、又は排除命令に代わって発行することが可能であり⁽⁶²⁾、国外の業者も対象となる。違法な行為を行う者を対象とする停止命令は、対物管轄である排除命令とは異なり、人的管轄を必要とする⁽⁶³⁾。停止命令の実効性を確保する規定として、民事制裁金が定められており、停止命令に違反して侵害物を輸入し、販売、配布した者は、一日につき10万ドルまたは輸入品目額2倍のいずれか大き

い方の罰金が課せられる⁽⁶⁴⁾。このように、現行の関税法の規定であっても、無体物を送信する国外の事業者に対して、停止命令を発行することが可能であるが、実効性の観点から問題がある。第一に、税関で侵害物品の輸入を防止する排除命令とは異なり、無体物の国内への流通に関しては停止命令を発行するだけで、実際に流通の阻止手段を執行できない点である。第二に、停止命令違反による罰金規定に関して、国外の事業者に対しては実効性が乏しい点である。こうした実効性の観点では、今後議論を重ねて対応策を構築する必要がある。

(2) ITCの申立件数の増加に対する課題

ITCによる337条調査は、国内産業の保護という観点から真に保護すべき対象を明確にするという法目的により、連邦地裁に比べて、訴訟を提起するための要件が厳しく設定されている⁽⁶⁵⁾。しかしながら、今後、輸入される物品に無体物が含まれるとなると、特許権だけでなく商標権や著作権法違反などに基づく337条調査の申立や、NPEなどによる申立の増加が懸念される。そこで、改正により懸念される濫用的な申立件数の増加を阻止し、真に保護すべく対象を確保するための制度変更の検討が必要となる。

一つの対策として、337条調査の開始要件を厳格化することが挙げられる。現状の調査開始要件は、委員会が委員会規則に基づき、申立人の訴状の記載に対して方式審査を行うのみであって、調査開始前の段階で申立が却下されるケースは少ない。そのため、調査開始要件を厳格化し、調査対象を選定することが必要と考える。調査開始要件として参考となるのは、米国特許法改正で導入された当事者系レビュー(inter partes review)である。当事者系レビューでは、審理開始要件として、対象となるクレームの少なくとも1つに関し、特許が無効である合理的可能性(reasonable likelihood)の証明を申立人に課している。これと同じように、337条調査においても、調査開始要件として、申立人が、訴状に相手方の不公正な行為(特許権侵害等)が存在することや、係争特許に関して国内産業要件が存在することの合理的可能性を示すよう求め、委

(60) Sapna Kumar “REGULATING DIGITAL TRADE” FLORIDA LAW REVIEW Vol.67 (2015) では、関税法に知的財産権の規定が設けられたのは1988年であり、その後の1994年改正では、被申立人が並行する連邦地裁での訴訟を停止することを認めていることから、改正が常に知的財産権の強化とはなっていないことを述べている。

(61) *Hardware Logic*, *supra* note 21, at 11.

(62) 19 U.S.C. § 1337(f) (1).

(63) *Certain Curable Fluoroelastomer Compositions*, Inv. No. 337-TA-364, Comm'n Op. at 3 (May 1995); *Digital Models*, Inv. No. 337-TA-833, Comm'n Op. at 153.

(64) 19 U.S.C. § 1337(f) (2).

(65) 具体的には、訴状の記載要件や調査手続が厳格であること、国内産業要件があること、損害賠償制度がないことなどが挙げられる。

員会が当該要件の有無を判断する⁽⁶⁶⁾。このような要件を設けることで、入口段階で保護に値しない対象に基づく濫用的な申立を抑止することが可能と考える⁽⁶⁷⁾。

(3) その他の課題

その他の課題として、GATT や TRIPS 協定などの条約の枠組みから ITC 制度の変更に対して、その妥当性を検討する必要がある⁽⁶⁸⁾。特に、GATT が定める輸入産品と国内産品との差別の禁止に関する規定⁽⁶⁹⁾や、TRIPS 協定の内国民待遇⁽⁷⁰⁾の規定に照らして、ITC の管轄範囲の拡大により、国内企業と海外企業との間に差別的な取扱いが生じないかという点、物品に無体物も含むとして扱う場合、条約の枠組みから不具合が生じないかという点などは、今後の検討課題としたい。

5. おわりに

これまで、多様化されたクロスボーダー取引の現状と、関連する二つの判例を紹介し、関税法 337 条に基づく制定法の解釈の問題点、及び今後の課題を検討してきた。制定法の解釈問題に関しては、立法の歴史が米国の産業保護という目的で成り立っていることから、CAFC の審査によって ITC の制定法解釈に歯止めをかけることは難しいと考える。なぜなら、議会において、制定法の柔軟な解釈を否定する根拠がほとんどないからである。そのため、技術発展に伴い生じる新たな事象において、現行の制定法で対処できない問題は、法改正を含めた議論をするべきと考える。また、不公正な取引から米国産業を保護することを目的とする ITC の権限に関して、GATT や TRIPS という条約の枠組みからも検討する必要がある。今後の判例や議会の議論に注目し、ITC の動向を検討していきたい。

(66) 委員会が調査開始要件を判断することに関して、337 条調査では、連邦地裁の予備的差止命令に相当する規定が設けられており、申立人は、訴状の提出段階で、予備的差止命令を求める理由(①申立人が本案で成功する合理的な可能性、②予備的差止命令が認められないことによる国内産業に与える損害、③被申立人に与える影響、④公益)を記載する。現状、委員会は、上記の理由を判断して予備的差止命令を認める権限を有する。そのため実務上、申立人による調査開始要件の判断に関しても委員会が判断することが可能であると考えられる。

(67) 法改正により、調査開始要件を厳格にするという議論は議会でもなされている。例えば、H.R.4763, 113rd Cong (2013-2014) “The Trade Protection Not Troll Protection Act”では、訴状の記載に関して、国内産業要件の証明を厳格化すること、調査開始前に 45 日間の委員会による事前調査制度を設けて、調査開始の有無を判断すること、などが議論されている。

(68) 経済産業省「2015 年度版不正貿易報告書」第 3 章米国 (3) 関税法第 337 条 (127 頁、128 頁)によると、「ITC 調査開始から 45 日以内に最終決定のための目標日を定めることとしており、その運用において輸入産品に対し差別的な取扱いがなされるおそれがある」ことや、337 条調査を 100 日以内に完了するというパイロットプログラムの導入により、被申立人の負担が大きくなる点を、GATT 第 3 条 4 項で定める内国民待遇規定に照らして問題視している。

(69) GATT 第 3 条 4 項第一文「いずれかの締約国の領域の産品で他の締約国の領域に輸入されるものは、その国内における販売、販売のための提供、購入、輸送、分配又は使用に関するすべての法令及び要件に関し、国内原産の同種の産品に許与される待遇よりも不利でない待遇を許与される」と規定されている。

(70) TRIPS 協定第 3 条第 1 項第一文には、「各加盟国は、知的所有権の保護に関し、自国民に与える待遇よりも不利でない待遇を他の加盟国の国民に与える」と規定されている。